

標準開示フォーマット（任意団体用）

報告年月日

平成24年3月7日

報告者氏名

吉川 辰美

当該法人における役職

代表

1. 組織情報

■ 団体名称

みずがめフォーラム

■ 主たる事務所の所在地

宮崎県小林市細野2152番地6

■ 従たる事務所の所在地

■ 代表者氏名

吉川 辰美

■ 設立年月日

平成16年5月1日

■ 団体の目的

河川を中心に生物体系の環境保護活動

■ 事業活動の概要
(400字以内)

1. 自然環境の調査活動
2. 自然観察会等の企画開催
3. 市民への環境保護に関する啓発活動
4. 会員及び参加者との交流会
5. その他会の目的を達成するための活動

■ 公開用電話番号

■ ファクス

■ ホームページ

http://

■ メールアドレス

yoi64@alpha.ocn.ne.jp

■ 常勤職員数

人

■ 定款等の添付

定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	収支計算書
平成22年度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

http://www.xxx.or.jp/xxxxxx

2. 財務情報

■ 事業年度（直近の決算）

平成22度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

■ 損益計算書（収支計算書）

	事業	〇〇〇〇事業	〇〇〇〇事業	合計
経常収益計	189,000			
市補助金収入	116,000			
会費収入	23,000			
寄付金収入	60,000			
〇〇〇〇収入				
〇〇〇〇収入				
〇〇〇〇収入				
〇〇〇〇収入				
〇〇〇〇収入				
〇〇〇〇収入				
〇〇〇〇収入				
〇〇〇〇収入				
経常費用計	189,000			
事業費合計				
管理費合計				
当期経常増減額				

■ 貸借対照表

平成99年9月99日現在

I 資産の部	
1. 流動資産	
2. 固定資産	
資産合計	

II 負債の部	
1. 流動負債	
2. 固定負債	
負債合計	
III 正味財産の部	
正味財産合計	
負債及び正味財産合計	

■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

公益法人会計基準

なし

社会福祉法人会計基準

企業会計基準

その他（その会計基準名）……………

みずがめフォーラム規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げる活動を行うことにより、自然環境の保護と保存を目的とする。

- (1) 自然環境の調査活動
- (2) 自然観察会等の企画開催
- (3) 市民への環境保護に関する啓発活動
- (4) 会員及び参加者との交流会
- (5) その他会の目的を達成するための活動

(名称)

第2条 本会は、みずがめフォーラムと称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、第1条に定める目的に賛同する個人とする。また、本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(会費)

第5条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第6条 本会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、役員会において認められなければならない。

(退会)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合は退会したものとする。

- (1) 本人より退会届が会長に提出された場合
 - (2) 会員が志望し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。
- 2 長期にわたる会費の不払いなど会員としての著しい違反等があった場合は、役員会の議決を経て資格を停止するものとする。

第3章 役員

(役員の種類)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人吉川 辰美
- (2) 副会長 2人宗方 武夫 渡辺 俊輔
- (3) 事務局長 1人渡辺 俊輔
- (4) 会計 1人安藤 真由美
- (5) 理事 2人川越 弘 木田 源吉
- (6) 監事 1人藤原 次男

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は相互にかねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第14条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第15条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第10条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項及び第3項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書を持って通知しなければならない。

(総会議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数を持って決死、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第20条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決権)

第21条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在すう及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第24条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第25条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は役員3分の1以上から会議の目的を記載した書面を持って招集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第27条 役員会には、第18条、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合にお

いて、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 定例会

(定例会)

第28条 本会の定例会は、毎月第二土曜日に行う。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会で定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎回系年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計画書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第37条 総会の議決に基づいて解散する場合は、そう会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産処分)

第38条 本会の解散のときに有する財産は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に監視必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成18年7月5日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から、平成19年3月31日までとする。

みずがめフォーラム

平成22年度 収支予算(決算)書

(収入の部)

(単位:円)

項目	金額	摘要(内容・積算根拠)
市補助金	116,000	元気なまちづくり 支援補助金
県補助金		
会費	23,000	1,000×23
寄付金	50,000	会員及び 企業からの寄付金
合計	189,000	

(支出の部)

(単位:円)

項目	金額	摘要(内容・積算根拠)
補助対象経費	報償費	80,000 研修講師謝金・(交通費含む)
	消耗品費	67,400 資料制作費・パンフ印刷、試薬・採集用具 その他
	研修費	
	保険料	4,600 事業保険料 200×23
	使用料	25,000 会員育成講座・5回・会場使用料
	小計	167,000
補助対象外経費	食料費	
	使用料	6,000 会場使用料・総会
	その他	1,6000
	小計	2,2000
合計	189,000	

(単位:円)